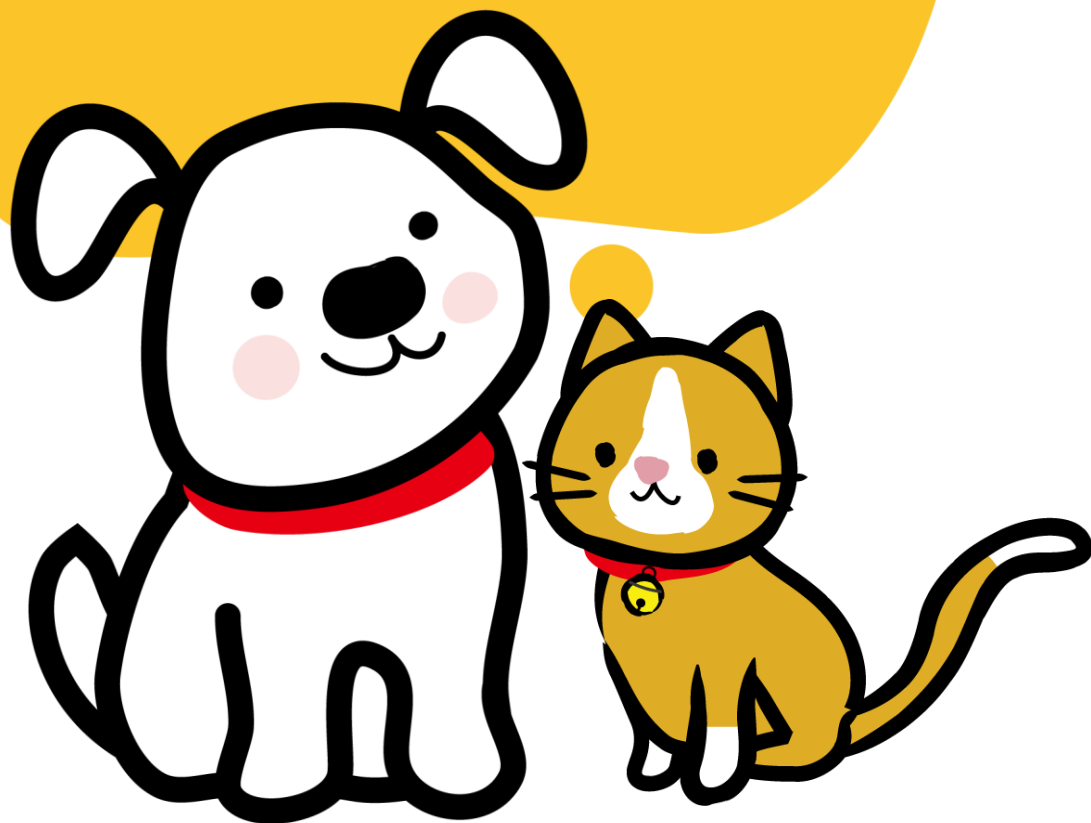


## 犬・猫の飼い主のみなさんへ

犬・猫のふんや尿が、道路や庭などに放置され、困っているという苦情が寄せられています。

# 犬・猫のふん尿は 飼い主が責任をもって 後始末しましょう！



- 排せつは、自宅の決まった場所ですよう習慣づけましょう。
- 散歩中に排せつした場合は、ふんは持ち帰り、尿はペットボトル等に入れた水で流してください。
- 飼い主としてのマナーを守らない場合には、3万円以下の過料を科することがあります。

犬・猫に関するお悩み、困りごとはお気軽に下記にご相談ください。  
○新潟県動物愛護センター（関原町1） ☎21-5501  
○長岡市環境業務課（寿3） ☎24-2837 または各支所市民生活課